

大正四年法律第十八号

大正四年法律第十八号（法人ノ役員処罰ニ
關スル法律）

法人ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、會計參
与、執行役、理事、監査役又ハ監事ニシテ刑事
訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル為合併其ノ他ノ
方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタル者ハ五年以下
ノ懲役ニ処ス

附 則

本法ハ大正四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（平成一四年五月二九日法律第四
五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日